

小城市告示第82号

小城市未来スイッチ交付金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、集落等の維持及び活性化並びに地域コミュニティの充実強化に資する事業を支援するため、平成29年度さが未来スイッチ交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）及び平成29年度さが未来スイッチ交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、地域住民自らが集落等生活圏の維持及び活性化を考え実行する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 制度要綱第4の1（1）に掲げる事業のうち、別表第1の①から⑤に掲げるすべてを満たす事業で、佐賀県が実施するさが未来スイッチ交付金事業の交付決定を受けた事業（以下「区分A」という。）
- (2) 制度要綱第4の1（2）に掲げる事業のうち、別表第2の①から③に掲げるすべてを満たす事業で、佐賀県が実施するさが未来スイッチ交付金事業の交付決定を受けた事業（以下「区分B」という。）

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 特定の個人又は法人の資産形成に直接つながるもの
- (2) 物品販売等の営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とするもの
- (3) この告示による補助金以外の補助事業等の制度を利用するもの
- (4) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助の交付を受けることができるもの(以下「補助事業者」という。)は、次のとおりとする。

(1) 区分A 制度要綱第2の2で規定する実質的過疎地域内の行政区その他地域住民から構成される特定非営利法人等の団体で、事業の企画及び運営に参画する主体となり、事業の確実な実施が見込まれる団体

(2) 区分B 制度要綱第2の2で規定する実質的過疎地域内の行政区

2 補助事業者又は補助事業者の役員等が次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して
いる者

3 第1項の補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、別表第3のとおりとする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象経費に対する補助率及び補助限度額は、別表第4のとおりとする。

2 前項の規定により算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとし、提出期限は、市長が別に定める期日までとする。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 制度要綱、交付要綱、規則及びこの告示に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業により取得した財産等の取扱いは、次によること。
 - ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

イ 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(補助事業等の変更)

第8条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更(中止・廃止)承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときは、これを当該補助事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定に係る年度の3月30日とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年7月1日から施行する。

(小城市地方創生チャレンジ交付金事業補助金交付要綱の廃止)

2 小城市地方創生チャレンジ交付金事業補助金交付要綱（平成27年小城市告示第76号）は廃止する。

附 則（平成29年3月31日告示第30号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

項目	概要
① 自立性 (継続性)	継続した取組みにより、地域の自立につながる取組みであること (次年度以降の継続予定が明記されていること又は初期投資分のみ計上されていること (運営経費は対象外))
② 将来性 (自主性)	主たる取組みが、自主的かつ主体的に実行する取組みであること
③ 地域性	地域独自の資源を活用した新たな取組みであること
④ 直接性	地域の課題解決に直接つながる取組みであること (事業内容が課題に対する直接的な解決策となっていること)
⑤ 結果重視 (効果・成果)	取組みの結果、次のうちのいずれかの効果・成果が得られること (1) 仕事を作る (2) 継続した人の流れを作る (3) 時代に合った地域を作る

別表第 2 (第 2 条関係)

項目	概要
① 必要性	地域コミュニティの充実強化に資するものであり、対象地域において必要性や需要があること
② 緊急性	地域コミュニティを充実強化するために、緊急性が高いものであること
③ 効果・成果	事業完了後、地域コミュニティを充実強化する効果・成果が得られるものであること

別表第 3 (第 4 条関係)

補助事業	事業費目	補助対象経費
区分 A	ソフト事業費 (ハード事業費以外のもの)	旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、謝金、人件費 (イベント時の臨時スタッフ等に係る最小限度の人件費であって、当該補助事業者の人件費は除く。)、その他諸経費 (当該補助事業者の運営経費及び食糧費、その他の個人消費的経費は除く。)

	ハード事業費（施設、備品その他有体物の購入、改修、修繕等に要するもの）	ソフト事業の実施に直接必要となる最小限度の施設の整備若しくは改修又は備品の購入若しくは修繕に要する経費
区分 B	ハード事業費（地域が所有又は管理する備品や施設等の整備事業に要するもの）	備品購入費、工事請負費、その他諸経費

別表第 4（第 5 条関係）

補助事業	補助率	補助限度額
区分 A	補助対象経費の10分の9以内の額	1事業あたり135万円以内（ハード事業費に係る補助限度額は、事業費全体の2分の1以内）
区分 B	補助対象経費の10分の8以内の額	1事業あたり24万円以内

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所
氏名又は名称 ⑩

未来スイッチ交付金事業補助金交付申請書

未来スイッチ交付金事業補助金に係る事業を実施したいので、補助金を交付されたく、小城市補助金等交付規則及び小城市未来スイッチ交付金事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 交付申請額 金 千円

3 事業の着手及び 着手 年 月 日
完了予定期日 完了 年 月 日

【添付書類】

- ・さが未来スイッチ交付金事業実施計画書

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所
氏名又は名称 ⑩

未来スイッチ交付金事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた小城市未来スイッチ交付金事業補助金について、次のとおり変更したいので、小城市補助金等交付規則及び小城市未来スイッチ交付金事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

- | | | | |
|---|----------|---|-------|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 千円 |
| | 変更後交付申請額 | 金 | 千円 |
| | （差引変更増減 | 金 | 千円） |
| 2 | 変更理由 | | |
| 3 | 事業完了予定日 | | 年 月 日 |

【添付書類】

- ・さが未来スイッチ交付金事業実施計画書

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所

氏名又は名称

印

未来スイッチ交付金事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた小城市未来スイッチ交付金事業補助金の交付の対象となる事業が完了したので、小城市補助金等交付規則及び小城市未来スイッチ交付金事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

【添付書類】

- ・ さが未来スイッチ交付金事業実績報告書
- ・ 見積書、請求書、領収書、契約書等の写し
- ・ 事業の成果物（写真、チラシ、ポスター、配布物など）
- ・ 備品台帳（任意の様式可）
- ・ その他参考資料